

自治体システム等標準化検討会分科会（第16回）

議事概要

日時：令和4年6月27日（月）15時～17時

場所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

西海 貴俊 神戸市行財政局住民課システム担当係長

木野内 誠 筑西市企画部情報政策課課長補佐

岡田 寿史 前橋市未来創造部情報政策課課長

千葉 大右 船橋市 デジタル行政推進課 課長補佐

摩尼 真 町田市総務部情報システム課担当課長

坪田 充博 日野市企画部情報政策課長

森 圭子 藤沢市 市民自治部市民窓口センター長補佐

大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐

金泉 嘉昭 出雲崎町町民課長

片桐 康則 飯田市 市民協働環境部市民課課長補佐

鎌田 英希 倉敷市企画財政局企画財政部参事兼情報政策室長

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

能沢 英志 神奈川県町村情報システム共同事業組合 事務局副主幹

藤井 敏久 京都府町村会 理事兼企画振興課長（欠席）

樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構 住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長

佐藤 勝己 地方公共団体情報 システム機構 ICT イノベーションセンター副センター長

吉田 稔 地方公共団体情報システム機構 被災者支援システム全国サポートセンター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

前田 みゆき デジタル庁プロジェクトマネージャー

三木 浩平 総務省デジタル統括アドバイザー

長谷川 孝 総務省自治行政局住民制度課長

臼井 智彦 総務省自治行政局住民制度課課長補佐

影山 直志 総務省自治行政局住民制度課課長補佐

池田 敬之 総務省自治行政局デジタル基盤推進室長

羽田 翔 総務省自治行政局デジタル基盤推進室理事官

## 【議事】

1. 引っ越しOSS、デジタル庁横並び調整方針、共通機能標準仕様書策定の概要
2. 引っ越しOSS、デジタル庁横並び調整方針、共通機能標準仕様書策定に伴う各仕様書の修正点について

## 【概要】

1. 状況報告・意見交換  
デジタル庁及び事務局より資料の説明を実施。

### ■来庁予約

- 資料1のP.5にて、オンラインによる転出届・転入(転居)予約の導入効果として「事前に住民の情報が分かることにより、来庁時の窓口対応時間を短縮できる効果」とあるが、具体的に窓口としてどのような準備をしなければならないのか。予約者用通常窓口を通常窓口とは別に設置し、予約者用通常窓口の空き時間を確認して予約する等の処理・手続きが必要になる。ただ、予約窓口を設置している団体が把握している限り全国で1団体しかいないため、全団体に設置することは実現可能性が低い。窓口に並ぶことは発生するが、既存の窓口に優先案内として先に予約者に対応するという方法もあると考えられる。その点は現実と理想の差や各自治体の規模・対応状況等を踏まえて実現方法等を検討いただきたい。
- 現地検証を実施した際にも自治体よりご意見をいただき、検討を実施した内容である。現状マイナポータルに入れていただく情報として想定しているのは、来庁予定日(時間含めず)までとしている。待ち時間短縮のためのその後の案内や窓口体制については各団体の創意工夫の中で取り組んでいただく想定である。(デジタル庁)
- 資料1P.15「転入予約日又は転居予約日に来庁する来庁者リストを表示する」という機能は各基幹業務システムがそれぞれ実装するのは無駄のように感じる。本機能を申請管理システム等の外付けのシステムに実装すればよいのではないか。
- 各省庁と調整中であり、各所管(各業務システム)で出力する必要があるのかについては今後検討していく。(デジタル庁)
- 一部の市区町村では、1日に数百件の転入予約が入ることを想定すると、その大量の転入予約データをもとにいつ、誰が来庁するのかを調べて準備をするよりも、その場で住基ネットから転出証明書情報を確認する方が効率的ではないかと考えるが、いかがか。
- 具体的な運用については実際の市区町村の状況により、可能な範囲でご対応いただく想定であり、転出証明書情報についても同様の対応になると考える。(デジタル

庁)  
→承知した。

#### ■事前処理

- 資料1の P.13 にて、事前処理をする際に、年金や国民健康保険等のステータスを確認する必要があると考える。マイナポータルから申請管理システムにそれぞれのステータス(世帯全員分があり、祖父は年金受給者、こどもは国民健康保険被保険者等)の情報を取得しなければ事前処理ができないという懸念がある。このような情報は取得できるのか。
- マイナポータルで来庁予定日の他、国民健康保険加入状況等をチェックボックス形式で確認できるようにしていく想定である。ただこれらの情報は自己申告による不確かな情報であるため、転入地自治体において、転出証明書情報と併せて、対象者の状況を予測し、事前準備を進めていただく運用を想定している。(デジタル庁)

#### ■申請管理システム

- 現状申請管理システムを構築していない団体がほとんどであり、さらに導入はあくまでも任意であるため、全自治体が申請管理システムを構築するわけではないと認識している。デジタル庁が提示している共通機能の仕様の中で記載される一方で、どのように調達しなければならないのか疑問である。
- 申請管理システムの利用有無については各自治体の判断となる。ただし、デジタル庁で共通機能と定めるものは、標準化法第7条にもとづく共通標準化基準として定めるものとなる。各自治体においては、共通機能の標準準拠システムとして標準仕様書に則り導入いただく必要がある。
- また、資料1の P.13,14 に記載されている CAN-BE 図中の申請管理システムにおいて、転入予約情報の管理は、申請管理システムの機能としては含まれていないため、本件については任意利用となる想定である。(デジタル庁)
- 申請管理システムがない場合の業務フロー等を検討いただきたい。
- 申請管理システムや団体統合宛名等のシステムについては、国で一括作成し、各団体が利用するというほうがいいのではないか。
- 方向性及び考え方等について今後検討させていただく。(デジタル庁)

#### ■申請取消し

- 資料1の P.7にて「転入(予定)地あるいは転居予定地の市区町村は、(中略)事前入力内容の取消等を行う」とあるが、取消し手続きはいくつかのパターンがある。また、取消しまでのデータ保存期間や、転入予定地と違って別の転入先だった場合の対応等については全国的な管理をマイナポータルで実施しなければ混乱を招くのではないか。
- 取消し処理機能については、今後公開するため、適宜検討結果をご確認いただき

- たい。取消しの業務運用についてはガイドラインで示す想定である。(デジタル庁)
- 転入先の市区長村が変更となった場合に、元々の転入予定地側が把握できるのか。現行の運用だと、ある市区町村が転出証明書情報を住基ネットから取り出した後に、ほかの自治体は取り出せないが、場合によっては、二重登録してしまう可能性があるのではないかと。他の自治体が転出証明書情報の取り出しができないのであれば、転出届の取消しを行ったうえで、再度届出が必要になるのではないかと。
  - 住民基本台帳法第24条の2にて特例転入について記載されている。その中では、転入を予定していた団体と別の団体に転入した場合、転入された団体から対象者の転出証明書情報に対して照会を実施し、転出証明書情報を取得することとしている。一方、転入されなかった団体については法律上位置づけられているわけではないため、政令に定めた期間が経過した場合に削除しなければならないと整理している。当該期間の具体的な日数については検討中である。
  - 転出証明書情報について、保持できる期間は統一されるという理解をした。

#### ■ 共通機能

- 資料2のP.2について、レベル2が外付けの機能に見えるが、レベル2をパッケージ内の機能として持っているものがあるかと考える。各業務のパッケージシステムではレベル2を必ず外付けにしなければならないのか。
- あくまで機能配置の考え方であり、実装方法は問わない。全国照会までに関係性を整理する。(デジタル庁)

#### ■ 業務フロー

- 資料3のP.6にある業務フローについて、現在異動者が来庁するタイミングが起点となっているが、マイナポータルで予約が入ったタイミングを起点としたフローを作成すべきではないか。
- 自治体によっては異動者が来庁する前に事前に受領した情報を利用し事前印字等の準備を進めるケースもあるが、本人が来庁した際に転出証明書情報等を確認し、対応するケースもあると考える。どちらの対応も表現するため、現在の業務フローの記載としている。

#### ■ その他

- 全体的な意見として、所管課として現場の職員がどの業務については実施が必須であるのかを整合をとり、明記いただきたい。また、資料2の公金受け取り機能については新法で定められているが、意思確認などをまとめてやるケースなどが想定されていないと考える。運用におけるガイドラインが別途提示される想定をしているが、実施必須と創意工夫の部分が切り分けられるように記載いただきたい。
- ご指摘のとおりである。今回の仕様書上は機能についての説明であり、事務の範囲等については事務処理要領に記載することを想定している。デジタル庁とも連携

し、混乱ないように進めさせていただく。

- 転出証明書の記載内容が大まかな表記で記載がなされている、あるいは情報が正確でないケースがあるため、転出証明書の情報を連携する制度を規定する以上は転出先の住所を正確に記載する等の通知や、新しいスキームをつくるべきではないか。
- 転出証明書情報は現行の法令に基づいて通知がなされている。新住所が転出元ではわからない等のご事情があることは認識している。あくまでも転入自治体側で最終的に更新する等が考えられるが、実態を踏まえてどう運用すべきか検討させていただく。
- 適合性確認において動作確認や詳細なテストが必須だと考える。誰がどのように適合している製品として認めるのか。
- 適合性の確認については法律上では一義的に地方公共団体が適合性確認することになっている。ただ、国において必要な措置を講じるとしており、検討を進めている。データ要件・連携要件標準仕様書に適合しているかについての確認においては適合性確認ツールをデジタル庁にて開発し、ご利用いただくように段取りを組んでいる。今年度の事業として随時進捗を報告させていただく。(デジタル庁)
- ネットワークについても、ガバクラ先行事業で加えられていると思うが補助金の対象となるか。
- ネットワークについては、現在検討中であり、今後基本方針等の議論や具体的な措置については予算編成過程の中でも検討していく。(デジタル庁)
- 共通機能の部分や横並び調整について、内容によってはベンダロックインにつながりかねないと考えている。別途そのような議論をするのか。
- 本分科会終了後に追加ご意見としてご提示いただきたい。

## 2. 閉会

頂いた意見を踏まえて内容の微修正等を実施の上、検討会に諮る方針である。

検討会は7月6日に開催を予定している。なお、分科会において発言できなかった事項がある場合は、事務局宛にご提示いただきたい。なお、先日ご案内させていただいた全国照会は7月5日を締め切りとしており、本分科会にて提示した内容に伴う修正箇所については追加で全国照会を実施する。

以上